

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月16日から同年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。退職証明書があり、昭和51年2月末まで勤務していたのは間違いないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和51年3月1日付けの退職証明書及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の元取締役は、「会社にアルバイトはおらず、申立人も退職するまで正社員だったので、保険料を給与から天引きされていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和50年12月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料、

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

当時は、同一企業内のA事業所からB事業所に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所(Dグループ各社の経理業務及び人事業務を担当)が提出した在籍証明書及び回答から、申立人はDグループに継続して勤務し(昭和55年6月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和55年6月1日とすべきところ、同年5月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料

の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成7年4月1日、資格喪失日が9年4月1日とされ、当該期間のうち、9年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年3月30日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後にA事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成7年4月1日、資格喪失日が9年4月1日とされ、当該期間のうち、9年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかし、A事業所の回答及び添付された出勤簿により、申立人は、平成9年3月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成9年2月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和20年8月28日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年1月から同年3月までは100円、同年4月から同年10月までは150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年7月1日から21年1月1日まで
(A事業所)
② 昭和21年1月1日から同年11月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所及びB事業所に勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和20年7月1日から同年8月28日までの期間については、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の当該事業所における資格喪失日が同年8月28日と記録されていること、元同僚の証言及び申立人の当時の記憶から、申立人が、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA事業所における被保険者資格の喪失日は、昭和20年7月1日となっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る備考欄には、「20.7.1 甲●（1字判読不明）変更」との記載があるが、当該被保険者名簿を管理している年金事務所の担当者は、「備考欄の記載は単なる甲、乙の変更だと考えられ、資格喪失日を訂正したものでは無いと考える。また、厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日が昭和20年8月28日のままであれば、当該台帳の記録が正しいと考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和20年8月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和20年6月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が提出した辞令書及び当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚の証言から、申立人は、当該期間にB事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、B事業所の前身のA事業所のとよからの同僚で、B事業所では同じ部で働いていたとする元同僚のB事業所における被保険者資格の取得日は、社会保険事務所の記録から、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日と同じ昭和21年1月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和21年10月末までB事業所に勤務していたと述べており、前述の元同僚は、「申立人は、B事業所が本社を移転した昭和21年11月か同年12月ごろの少し前に退職した。」と述べていること、及び前述の別の元同僚は、「B事業所の本社機能は、昭和22年初めごろに移転したと記憶している。申立人はその前に退職していたが、1年近くは働いていたと思う。」と述べていることから、申立人の退職日に関する主張内容には信憑性^{びよう}があり、申立人は同年10月末まで当該事業所に勤務していたことが推認できる。

加えて、前述の複数の元同僚は、「自分は入社したときから厚生年金保険の加入記録があるので、B事業所では、入社時に厚生年金保険に加入させていたと思う。希望者のみ加入させるといった取扱いは聞いたことが無い。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和21年1月から同年3月までは、申立人が提出した辞令書の報酬額から、100円、同年4月から同年10月までは、申立人がB事業所で同様の業務に従事し、同時期に勤務していたとする元同僚の社会保険事務所の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当該事業所は清算され、清算人も亡くなっていることから不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和20年8月28日から21年1月1日までの期間については、申立人の記憶から、申立人が当該期間にA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が終戦後も一緒にA事業所の経理関係の残務整理をしていたとする元上司及び申立人が記憶する当該事業所の元事業主の被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所の記録から、昭和20年8月28日となっていることが確認でき、当該期間は、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している前述の元上司及び元事業主は既に死亡していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の後継事業所であるB事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所は清算され、清算人も死亡していることから、A事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日の記録を昭和40年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格喪失日の記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月1日から41年1月1日まで
(A事業所)
② 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
(A事業所B支社)

社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、申立期間①及び②について年金記録の確認ができなかった。

申立期間①及び②については、グループ企業内の転勤であり、継続して勤務していることから、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した辞令、雇用保険の記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はC事業所グループ企業に継続して勤務し(C事業所からA事業所に出向)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の所持する辞令によると、昭和 40 年 4 月 1 日に C 事業所から A 事業所に出向したこととなっているが、オンライン記録において、申立人に係る C 事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 9 月 1 日となっていることから、同日を A 事業所の資格取得日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 41 年 1 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、人事記録、雇用保険の記録及び A 事業所の回答から判断すると、申立人は C 事業所グループ企業に継続して勤務し（昭和 42 年 4 月 1 日に A 事業所 B 支社から C 事業所 D 工場に復職）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 42 年 2 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記載することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和33年11月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年9月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年11月から34年5月までは7,000円、同年6月から同年8月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月18日から34年9月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所の子会社であるB事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が相違しているものの、申立人と同姓同名で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録では、昭和33年11月18日に被保険者資格を取得し、34年9月5日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所（B事業所の親会社）から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によると、上述の被保険者名簿と同様に申立人と生年月日が相違しているものの、申立人と同姓同名の者が昭和33年11月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年9月5日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「仕事内容は、C装置の作製である。」と述べており、この申立人の主張は、B事業所の事業内容と一致していることから、申立人は当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると認められ、B事業所の事業主は、申立人が昭和33年11月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年9月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和33年11月から34年5月までは7,000円、同年6月から同年8月までは9,000円とすることが妥当である。

静岡国民年金 事案 1206 (事案 668 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 10 月まで

私は、退職後、独立開業準備中の昭和 60 年 3 月ごろ市役所で国民年金と国民健康保険に加入し、保険料を納めた記憶がある。国民健康保険は、保険料を納付していると回答を得たが、国民年金だけ保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する年金手帳に申立期間当時、国民年金に加入していたことを示す記載が無いこと、ii) 申立人が申立期間当時居住していた市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡が無いこと、iii) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の再申立に当たって、国民年金保険料の領収書を失くしたはずは無いので、領収書が出てくるまで申立書を第三者委員会に置いてほしいと主張し、申立てをしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、再度、申立内容に係る確認も行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から44年3月まで

私は、申立期間当時、父親が経営する食品製造会社に勤務していたが、母親から国民年金の保険料を納めなくてはならない旨を知らされ、自分で役所に行き加入手続をした記憶があり、加入以降、保険料を納付してきたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の国民年金被保険者の状況からみて、昭和44年ごろ払い出されたものと推測され、申立人に対して、別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、及び申立人が所持する国民年金手帳の交付日は同年7月であることから、このころ初めて申立人は国民年金加入手続を行い、20歳到達時にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられ、申立期間当時は国民年金には未加入であったことになることから、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続が行われたとみられる昭和44年7月ごろの時点で申立期間は時効到達前であったことから、保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したような記憶は無いとしている上、ほかに申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせるまでの事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続を行った時期、申立期間の保険料の納付額等を明確に覚えていないほか、誰が保険料を納付したかについても、自分で納付したようにも思うが、母親が納付したかも知れないとするなど、加入手続及び保険料の納付の記憶があいまいである上、申立人の申立期間の保険料の納付に関与した可能性のある申立人の母親も既に他界しており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人の居住する町の国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1208

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月まで

母親は、申立期間の保険料を納付しているはずなので、私も母親と一緒に国民年金に加入し、母親が私の分を納付してくれたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたであろうとの推測から、自身についても母親が加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付をしたとする母親は既に他界している上、申立人は、母親がどのように申立人に係る加入手続及び保険料納付を行ったのか分からないと述べていることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が昭和 45 年 5 月に国民年金に任意加入したことに伴い払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、このころ初めて加入手続を行ったものとみられる。このため、申立人は、オンライン記録どおり、申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の居住する市の被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）においても申立期間に申立人が国民年金被保険者であったことを示す記載は無く、オンライン記録との齟齬も無い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで
結婚前に働いていた勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、父が私の国民年金加入手続及び保険料納付を行ってしてくれたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が結婚前に働いていた勤務先が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、申立人の父が昭和 46 年ごろ、申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の国民年金被保険者の状況から 50 年 10 月ごろ払い出されたものとみられ、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人は、現在所持する年金手帳（昭和 49 年 11 月以降に使用された 3 制度共通の年金手帳）以外に交付された手帳は無いともしていることから、このころ初めて、国民年金への加入手続を行い、20 歳到達時点でさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、50 年 10 月ごろに国民年金加入手続が行われるまで、申立人は国民年金には未加入とされていたことになり、申立人の父は申立人の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和 50 年 10 月ごろは、第 2 回特例納付実施期間であり、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったが、申立人は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父も既に他界している上、申立人の母も、申立人の申立期間の保険料の納付について記憶は無いと述べているこ

とから、当時の状況は不明であり、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがい知ることも困難である。

さらに、申立人が婚姻後、平成 16 年 11 月まで居住した市の国民年金被保険者名簿でも、昭和 50 年 4 月から保険料の納付を開始したことが明記されており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、25 歳から 27 歳ぐらいのころ、市役所の出張所を訪れた際に、窓口職員から、国民年金を 20 歳からさかのぼって掛けておけば掛け金も安く、将来のためになると勧められてその場で手続をし、その後、信用金庫で振込みをしたことを覚えているので、申立期間が未加入及び未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、自身が 25 歳から 27 歳になるころに、市役所出張所で窓口職員に勧められて国民年金に加入し、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 1 月 29 日（この時、申立人は 27 歳直前）に払い出されていることから、このころ、加入手続を行ったとみられ、申立期間当時居住していた市の被保険者名簿からは、同年 3 月 28 日に、昭和 49 年度及び 50 年度の 2 年度分の保険料を過年度納付するとともに、51 年度分も一括で現年度納付したことが確認できるが、この時点で申立期間は既に時効であり、特例納付実施期間でもなかったことから、申立期間の保険料は納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿及び現在居住している市の電算記録共に申立期間は未加入及び未納期間とされており、記録間の齟齬は無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1211 (事案 542 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 50 年 6 月まで

私は、勤め先に訪れた市の職員から年金の大切さと保険料を 20 歳にさかのぼってまとめて払うことができるとの説明を受け、国民年金の加入を勧められていたところ、義父が援助してくれたため、市役所で保険料をまとめて支払いしている。しかし、申立期間の保険料が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が当時勤めていた店の店主夫婦と一緒に特例納付をしたと述べているところ、店主夫婦の特殊台帳(マイクロフィルム)やその後の納付状況から、店主夫婦が特例納付をしたことがうかがえないこと、ii) 申立人は特例納付実施期間である昭和 49 年に国民年金に加入したと述べているところ、国民年金手帳記号番号の払出日は 52 年 10 月であり、このころ加入したものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間の保険料納付額を 7 万円ぐらいだったと思うとしているが、これは申立人が主張するように昭和 49 年 3 月に 20 歳到達時までさかのぼって申立期間の保険料を納付するのに必要となる金額とは相違するほか、申立人が 52 年 10 月に行ったとみられる国民年金加入手続後に唯一利用することが可能であった第 3 回特例納付により、申立期間について納付するのに必要となる金額からも大きく乖離することから委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、今回、申立内容について改めて確認を行ったが、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 8 月まで

昭和 48 年 4 月に転居した時に夫婦で国民年金に加入した。その後、夫は会社に就職し、厚生年金保険に加入したが、私は、60 年 9 月に厚生年金保険に加入するまでの期間、国民年金保険料を継続して納付したと記憶している。納付を中止する理由も、資格喪失する理由も無いので、申立期間に保険料を納付していなかったとされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月に国民年金に加入した後、60 年 9 月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を納付していたはずであり、途中で脱退の手続をした覚えは無いと述べているが、申立人の所持する年金手帳を見ると、57 年 3 月 25 日に国民年金被保険者資格を喪失したとする記載があり、申立期間は未加入期間とされている。

また、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）には、前納された昭和 56 年度分の保険料のうち、昭和 57 年 3 月分の保険料の還付に係る事務処理が行われたことがうかがわれる記載が認められるほか、申立人が申立期間に在住していた市の記録でも、同年同月で資格を喪失し、同年同月分の保険料が還付されたことを示す記録があり、これら還付に係る記録は、同年同月 25 日をもって任意加入の資格を喪失したとされるオンライン記録と符合している。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付について明確な記憶は無いとしている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月及び同年5月

平成3年4月から社会人になり事業所で年金手帳をもらった。厚生年金保険を掛け続けたかったが、6年3月に仕事を辞めることなり、すぐ同年4月に新しい職場が見つかり勤務した。

しかし、そこは個人事業所であったため、国民年金の保険料を個人で納付することになり、納付書に現金を添えて納付したはずである。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月から働き始めた事業所が個人経営であり、当初は厚生年金保険被保険者ではなかったが、同年6月に厚生年金保険被保険者とされた際、事業主から申立期間の国民年金保険料の納付について確認され、納付書の半券のようなものを示したとの記憶から、同期間の保険料を納付したと述べているが、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）前に申立人が国民年金加入手続を行った場合、申立人に対して払い出されているべき国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。また、申立人自身も、申立期間に係る国民年金加入手続を行った記憶は無く、事業主が同手続をしてくれたのではないかとしており、制度上、国民年金への加入には本人（又は世帯主）の手続が必要になることから、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことはうかがえない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外には手帳の交付を受けたことは無いとしている上、同手帳でも、国民年金の最初の資格取得日として平成10年7月1日と記載されており、申立期間は未加入とされている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付額及び納付場所の

いずれも覚えていないとしており、申立期間の保険料が納付されたことをうかがい知ることができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 50 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における被保険者資格取得日は、昭和 50 年 6 月 1 日との回答を得たが、49 年 10 月ころから、当該事業所に勤務したと記憶していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、勤務期間については特定できないものの、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 50 年 6 月 1 日に、A事業所の厚生年金保険の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 50 年 6 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、B会がC厚生年金基金から引き継いだとする加入員台帳の記録は、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「被保険者記録が確認できる期間より長く、A事業所に勤務していた。」と述べていることから、当該事業所では、必ずしも勤務していた全ての期間について厚生年金保険の被保険者としていなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所は、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時にしていた。被保険者になっていない期間については、社会保険料を控除していない。」と回答している。なお、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者記録は、厚生

年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 35 年 7 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①は、定時制高校に通いながら勤務した期間であり、申立期間②は、公共職業安定所の紹介で勤務したことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の元事業主の妻及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間①についてA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A事業所の元事業主の妻は、「申立期間当時、健康保険及び厚生年金保険の加入を希望しない者がいた。厚生年金保険の加入を希望しない者から厚生年金保険料を控除することはないと思う。」と回答している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 26 年 11 月 30 日から 31 年 6 月 18 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B事業所に勤務していたと主張しているが、オンライン記録では、申立人が勤務したとするB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が、B事業所の所在地と記憶するC市Dの近隣に類似の名称の事業所が確認できたため、当該事業所の申立期間当時の役員に照会したが、「申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入していない。」との回答しか得ることはで

きなかった。

さらに、申立人は、B事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時の状況及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提供した在籍記録によれば、申立人は昭和29年1月21日から当該事業所に勤務していたことが確認できるが、当該事業所の入社前歴として、28年4月1日からB事業所で勤務をしていたことが確認できる。

また、A事業所に照会したところ、「申立人の厚生年金保険の加入手続について、入社後3か月程度は試用期間のため、厚生年金保険には加入させず、3か月に相当する試用期間が経過した昭和29年4月1日から被保険者の資格を取得させている。」との証言を得た。

さらに、申立人を憶えていた申立人と同月にA事業所の同じ場所で勤務を開始した複数の者もA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同じく入社後3か月程度経過した時期から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、A事業所では、「B事業所は、昭和56年4月1日以前は当事業所の関連会社であるC事業所で所有し、経営していた。」としているところ、オンライン記録によれば、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和38年7月1日であることが確認できるほか、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、28年4月1日から29年4月1日までに資格を取得した者の氏名を調べたところ、申立人及び申立人が記憶していた同僚

等の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 2 日まで
④ 昭和 41 年 5 月 12 日から 42 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間④に係る事業所の同被保険者名簿にも「脱」の印が押されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年5月26日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間④に係る事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず昭和61年4月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 6 日から 37 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月21日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録の確認を行ったところ、初めて勤務したA事業所での厚生年金保険の被保険者期間が無かった。
勤務をしていたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に入社したと記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和18年4月1日から同年6月1日までの期間について、オンライン記録から、A事業所B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは18年6月1日であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和18年6月1日から19年4月7日までの期間について、A事業所は、「当事業所が管理する健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の生年月日と一部相違しているが申立人と同姓同名の従業員の記録は確認できた。当該従業員の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和19年4月7日から20年8月21日までとなっている。そのほかに申立人に係る資料は無い。」と回答している。

さらに、申立期間のうち、昭和19年4月7日から20年8月21日までの期間について、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録における生年月日については、A事業所の管理する健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記載と一致しており、申立人に生年月日について確認したところ、「申立期間

当時は、戸籍とは別の日付を生年月日として使用しており、後年に戸籍を確認した際に気がついて、現在の生年月日を使用している。」と証言している。

加えて、A事業所B工場における当該被保険者記録は、昭和19年4月7日に被保険者資格を取得し、資格喪失日が記載されていないことが確認でき、当該被保険者記録をオンライン記録で確認したところ、19年4月7日に被保険者資格を取得し、20年8月21日に被保険者資格を喪失している一方で、当該被保険者期間に係る脱退手当金が申立期間後の21年7月10日に支給されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A事業所B工場の事業主は、申立人が同事業所において昭和19年4月7日に被保険者資格を取得し、20年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められるものの、当該期間に係る脱退手当金が支給されていることが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年4月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年4月7日から20年8月21日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から27年1月31日まで
② 昭和27年10月22日から28年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間①については、昭和26年1月から27年1月まで勤務しており、申立期間②については、27年10月に再入社して62年1月に退職するまで勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所（A事業所から名称変更）から提出された在籍証明書から、申立人が昭和26年9月25日まで当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じく昭和26年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の全員が、同年2月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、及び喪失している複数の元従業員は、「A事業所における実際の勤務期間は、厚生年金保険の被保険者期間より長かった。」と証言している。

さらに、B事業所は、「過去には経営上の理由から、一部在職者の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがあった。」と回答していることから、A事業所においては勤務したすべての期間について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、B事業所に照会したところ、申立期間①当時の資料は保管されてい

いと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

なお、B事業所が加入しているC健康保険組合に照会したところ、「申立期間当時の健康保険の加入記録は保存しておらず、確認できない。」と回答している。

申立期間②について、B事業所から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②当時、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚も、申立人と同じ昭和28年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員は、「自分はA事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所に勤務している。」と証言している。

さらに、B事業所は、「申立期間当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。これは再入社した者でも同様の取扱いであったと思われる。また、雇用保険についても必ずしも健康保険や厚生年金保険と同時に加入させているものではない。」と回答していることから、A事業所では必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、B事業所に照会したところ、申立期間②当時の資料は保管されていないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

なお、申立人のC健康保険組合における資格取得日は昭和28年11月1日となっており、オンライン記録から確認できる申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 4 日から 37 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 9 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が空白となっているが、この期間は、A事業所に継続して勤務している。
厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び健康保険組合が提出した申立人に係る記録から、申立人は、申立期間当時、A事業所に継続して在籍し、A事業所の命令でB国に派遣されていたことが認められ、申立人が所持する給与明細書において、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、平成*年*月*日に発効した日本とB国との社会保障協定により、同日時点でB国に派遣されている被保険者は、いずれか一方の国の年金制度の被保険者となることとされ、A事業所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は19年10月1日となっていることから、申立人は、申立期間当時、B国との社会保障協定によりB国の年金制度に強制加入していることが推認できる。

また、C省の回答では、社会保障協定は、日本と他国との二重加入の防止を主な目的としており、申立人について二重加入は想定していないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であると認めることはできない。